

告示

埼玉県告示第四百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	ホーム下新倉	
所在地	和光市下新倉 一五一三一	
開設者名	社会福祉法人 翠生会	
サービスの種類	認知症対応型 共同生活介護	介護予防認知 症対応型共同 生活介護
指定年月日	令和六年二月一 日	